

通達甲（交. 処. 行1）第142号
昭和42年10月28日
存 続 期 間

各 部長、参事官 殿
所 属 長

交 通 部 長

運転免許仮停止等取扱規程の制定について

〔沿革〕 昭和 46年 9月 通達甲（交. 総. 法）第47号
53年 11月 同第100号
平成 7年 1月 同（副監. 総. 企. 管）第1号
8年 8月 同（副監. 交. 総. 法）第11号
10年 3月 同第8号
12年 6月 同（交. 免本. 管）第12号
13年 4月 同（副監. 総. 装. 通企）第14号
14年 5月 同（副監. 交. 総. 法）第14号
18年 5月 同（副監. 総. 企. 組）第12号
19年 5月 同（交. 免本. 管1）第6号
20年 3月 同（交. 総. 法）第5号
25年 11月 同第13号
27年 6月 同（副監. 交. 免本. 処調）第18号
28年 2月 同（副監. 警. 訟. 訟1）第1号
29年 3月 同（副監. 交. 免本. 管1）第3号改正

このたび、運転免許仮停止等取扱規程（昭和42年10月28日訓令甲第30号。以下「規程」という。）が制定され、昭和42年11月1日から施行されることになったから、次の事項に留意し、適正な運用に努められたい。

命によつて通達する。

記

第1 制定の趣旨

昭和42年法律第126号をもつて道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の一部が改正され、運転免許を受けた者が法第103条の2第1

項の規定に該当する悪質重大な交通人身事故を起こしたときは事故発生場所を管轄する警察署長（以下「署長」という。）は、その交通事故が発生した日から起算して20日を経過する日を終期として、その者の運転免許の効力を停止（以下「仮停止」という。）することができるようになったので、その適正かつ迅速な処理を図るために制定されたものである。

第2 要点

- 1 仮停止事案と認められる死亡事故が発生したときは、原則として署長が臨場することとされた。
- 2 交通機動隊が処理することとされている首都高速道路等における交通事故のうち、仮停止事案については、交通機動隊長は署長に事件を引き継ぐこととされた。
- 3 署長は、仮停止の処分およびその処分の取消しにあたっては必ず交通部長（交通処理課行政処分第二係経由。以下同じ。）の意見を求めることとされた。
- 4 仮停止の際の公安委員会に対する通知の方法が定められた。
- 5 仮停止事案に対する聴聞の通知の方法が定められた。
- 6 仮停止事案の場合の車両等の措置方法が定められた。
- 7 弁明の機会の供与等について定められた。
- 8 法第107条の5第9項による国際運転免許証所持者に対する仮禁止については、この規程を準用することとされた。

第3 運用上の留意事項

1 第1、2、3条関係（目的等）

(1) 基本方針

この制度は、処分の性格からして、直ちに被処分者の生活等にも影響を与えるものであることにかんがみ、処分の決定及び執行に当たっては、その目的等を十分に理解し、慎重に処理しなければならない。

(2) 仮停止等の対象事案

自動車等の運転免許を受けた者（以下「運転者」という。）が自動車等の運転に関し次のいずれかに該当することとなつたとき、警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、その運転者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して30日以内の仮停止等を行うことができる。

ア 死傷事故を起こして、法第117条（交通事故の場合の負傷者救護措置等）の違反行為をしたとき。

イ 法第117条の2第1号（酒酔い運転）、同条第3号（麻薬等運転）、法第

117条の2の2第1号(無免許運転)、同条第3号(酒気帯び運転)、同条第7号(過労運転)又は法第118条第1項第7号(大型自動車等無資格運転)の違反行為をして、死傷事故を起こしたとき。

ウ 次に掲げる違反行為をして死亡事故を起こしたとき。

法第118条第1項第1号(最高速度違反)、同条第2号(乗車又は積載制限の違反)、法第119条第1項第1号(警察官の現場指示及び通行禁止制限違反)、同条第1号の2(信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行義務違反)、同条第1号の3(急ブレーキの禁止違反)、同条第2号(禁止場所追越し違反、踏切の一時停止及び安全確認義務違反、横断歩道の歩行者妨害、横断自転車妨害、徐行場所違反又は指定場所一時不停止違反)、同条第2号の2(通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持違反、法定横断等禁止違反、追越し方法違反、二重追越し禁止違反、路面電車後方不停止違反、優先道路通行車妨害、交差点安全進行義務違反、横断歩道のない交差点の横断歩行者妨害又は本線車道横断等禁止違反)、同条第3号の2(積載制限違反)、同条第5号(整備不良車運転)、同条第9号の2(身体障害者又は幼児等通行妨害、通学通園バス側方徐行義務違反及び安全地帯徐行義務違反)又は同条第15号(免許の条件違反)

2 第4条関係(臨場)

- (1) 仮停止等に相当する交通事故を起こした者の中には故意に免許を受けていることを偽る者があることから、その者が運転免許証(以下「免許証」という。)を携帯していないときには、免許事実の照会を必ず行うものとする。
- (2) 仮停止等の事案の多くは、非現認の事故事件であるから、現場の状況、外形的事実、当事者及び違反行為に関する事実認定に当たっては、誤りのないように留意すること。

3 削除

4 第7条関係(仮停止等の決定)

- (1) 署長等の交通部長(運転免許本部審査登録課経由。以下同じ。)に対する報告及び交通部長が道府県公安委員会(道方面公安委員会を含む。以下同じ。)に対する連絡は、別添の「仮停止等事案発生速報要領」により行うものとする。
- (2) いわゆる否認事件は、将来、行政不服審査法(平成26年法律第68号)又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)によつて争われる場合があるから、この種事案に対する仮停止等の処分は、本人の供述及び客観的証拠による立証の可否等を十分検討した上で決定するものとする。

- (3) 本処分が移送事案となる仮停止等の事案について、被害程度または過失責任が軽微で明らかに軽い本処分に相当すると認められる場合には、仮停止等を行わず、すみやかに本処分の移ちよう手続をとること。
- (4) 仮停止等の処分理由に該当した者が、負傷又は疾病等のために明らかに仮停止等の期間内に自動車等を運転するおそれのない場合には、仮停止等を行わず、本処分の手続をとるものとする。
- (5) 仮停止等が決定された場合は、交通部長は、当該処分を受ける者の氏名、生年月日、性別及び免許番号について、免許台帳（他の道府県に住所を有する者については、その住所を管轄する警察本部への照会）により確認し、当該事案について事故登録票を作成し、速やかに事故登録を行うものとする。

5 第8条関係（仮停止等の通知）

- (1) 仮停止等の通知は、あらかじめ仮停止等を受けることとなる者の事案に対する申立てをよく聴取し、事実認定に誤りがないかどうかを確かめてから行なうこと。
- (2) 仮停止等の通知は、当該処分の執行の確保を期するため、当該処分を受けることとなる者が取調べまたは身柄拘束等のために警察署又は高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に出頭または在署している機会を利用して行なうようにすること。
- (3) 免許証の提出を受けたときは、当該提出者に対し、次のことを教示しなければならない。

ア 仮停止等の期間内に本処分が行われなかつた場合における免許証の返還場所は、当庁管内に住所を有する者は運転免許本部行政処分課、他の道府県に住所を有する者はその住所地を管轄する警察本部の行政処分担当課である旨

イ 仮停止等の期間内に公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合には、当該期間内に、速やかに法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届出をすべきこと。その届出が期間内に行われなかつた場合における免許証の返還場所は、前アに準ずる旨

6 第9条関係（公安委員会に対する通知）

- (1) 仮停止等をした署長等は、仮停止通知書又は仮禁止通知書及び当該処分を受けた者から提出を受けた免許証等（以下「仮停止通知書等」という。）を当該処分を受けた者の住所地を管轄する公安委員会に送付する際は、次の要領によること。
 - ア 送付先が東京都公安委員会である場合は、仮停止通知書等に当該事案に係る行政処分関係書類を添付し、交通部長に送付すること。

なお、本処分の行政処分関係書類の送付は、別記の「仮停止等事案発生速報」による報告をもつて代えるものとする。

イ 送付先が道府県公安委員会である場合、仮停止等をした署長等は、仮停止通知書等及び当該事案に係る添付書類に行政処分関係書類の移ちよう書を添えて運転免許本部審査登録課を経由して当該公安委員会に送付すること。

なお、行政処分関係書類の移ちよう書の送付は、前アの場合に準じ仮停止等事案発生速報による連絡をもつて代えるものとする。

(2) 仮停止通知書等の送付に当たっては、次の方法により行うものとする。

ア 送付途中における免許証等の紛失防止のため、封筒表面に「仮停止免許証在中」と朱書するなど特段の措置を講ずることとし、道府県公安委員会に送付する場合には、必ず書留郵便により行うこと。

イ 送付先が道府県公安委員会である場合において、速達郵便によつても期日までに到達が困難と認められるときは、意見の聴取の準備に必要な事項を別に警察文書伝送システム等により速報するなどの措置を講ずること。

7 第10条関係（意見の聴取の通知）

(1) 仮停止等の事案に係る本処分は、原則として意見の聴取該当事案となるものであり、したがって仮停止等の期間内において本処分を行うこととするためには、当該期間内において意見の聴取が行なわれるようにする必要があるので、意見の聴取の期日及び場所の通知は、次により迅速に行うこと。

ア 交通部長は、前記4の(1)による報告を受けた事案について、仮停止等が決定された場合、その事案が意見の聴取事案であると認めたときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、当該報告をした署長等に対し、被意見の聴取者に対する意見の聴取通知書の交付方を指示する。

イ 意見の聴取通知書の交付（道府県公安委員会から依頼を受けた意見の聴取通知書の交付を含む。）方について指示を受けた署長等は、意見の聴取通知書に所要事項を記載し、公安委員会、警察本部長、方面本部長名欄に該当印を押印し、これに道府県（道方面）名を記載したものを複写の方法で正副2通を作成し、正本は被意見の聴取者に交付すること。

ウ 前イの意見の聴取通知書の副本には、受領の旨及び意見の聴取通知書を作成した署（隊）長名、職印並びに交付担当警察官の階級及び氏名を記載して押印すること。

エ 道府県公安委員会から依頼を受けて意見の聴取通知書を交付する場合

には、その裏面の公安委員会又は道府県警察本部長の依頼により通知する旨を次の要領により記載すること。

この意見の聴取通知書は、〇〇公安委員会・〇〇警察本部長の依頼により通知するものである。

年 月 日

〇〇警察署長
警視庁 高速道路交通警察隊長 印

オ 前記意見の聴取通知書の副本は、前記6の仮停止通知書等の送付の際に併せて当該公安委員会に送付すること。

- (2) 仮停止等の処分理由に該当する事案が年末年始等の時期に発生し、仮停止等の期間内には意見の聴取を行うことができない場合においても、仮停止等を行うこととし、意見の聴取の期日及び場所の通知についても、仮停止等の処分通知の際に併せて行なうこと。

8 第12条関係（運転免許証の保管）

前記6により送付を受けた事案が仮停止等の期間内に、他の公安委員会の管轄に住所を変更した場合は、その住所地を管轄する公安委員会へ法第103条の2第5項の規定による処分移送通知書並びにその際における仮停止通知書等及び免許証の再送付は、当該仮停止等の期間内に法第94条第1項の規定による住所変更に関する免許証の記載事項の変更届出があつたときに限り行うものとする。

9 第13条関係（弁明の機会の付与）

法第103条の2第2項の弁明の機会の付与は、仮停止等を受けた者に対する「仮停止処分通知書」又は「仮禁止処分通知書」によつて行うこととしているが、当該処分の通知の際には、通知書記載の事項を説明するとともに、併せて次の事項を教示するものとする。

- (1) 弁明を行なう場所は、特別な事情がない限り、当該事案の生じた場所を管轄する警察署等であること。
- (2) 弁明を行うことができる日時
- (3) 弁明は、原則として、口頭ですること。

別添

仮停止等事案発生速報要領

1 報告、連絡要領

- (1) この速報は、発生した事案が仮停止等に該当する事案であるか否か、及び免許の取消し又は停止に該当する事案であるか否かの判断をするための資料となるものであるから、適確な判断ができるに足る内容のものでなければならず、また、事案の真相が誤りなく伝達できるものでなければならぬことに注意すること。
- (2) 速報は、仮停止等に該当する事案と判明次第電話又はファクシミリにより行うこと。
- (3) 報告終了後、既に報告した内容に変更を来す新事実を発見したときは、速やかに追加又は訂正の報告をすること。

2 様式

別記のとおり

3 記載要領

(1) 被処分者欄

ア 本籍・国籍等

当該事案発生時における被処分者の本籍地(外国人の場合は、国籍等)を記載すること。

イ 住所

当該事案発生時における被処分者の住所地を記載すること。

ウ 免許種別

所持する免許について、該当欄上部に○印を記入すること。

エ 免許証

所持する免許証の免許証番号、交付年月日及び交付公安委員会名を記載すること。ただし、所有する免許証が国際運転免許証等のときは、免許証番号、発行国等及び当該運転免許証により運転することができる自動車等の種類を記載すること。

(2) 違反行為欄

当該事故原因となつた違反行為名、当該違反行為に係る道路交通法の該当条項号および同法の罰則の該当条項号を記載すること。

(3) 事故の形態欄

当該事故の形態を簡記すること。

記載例

- ア 車両相互の追越時正面衝突
- イ 車両相互の右折時側面衝突
- ウ 車両単独駐車車両衝突
- エ 車両単独転落
- オ 車両対人 対面通行中衝突
- カ 車両対人 交差点横断歩道横断中衝突
- キ 車両対人 路上作業中衝突

(4) 事故の原因となつた違反行為の内容及び事故の概要欄

当該事故の原因となつた違反行為の内容と事故の概要を簡潔に要領よく記載すること。

なお、この欄の記載内容が重要な判断資料となる点を勘案し、事実（証拠）に基づき違反行為と当該事故との相関関係を具体的に記載するほか、次の事項を簡記して事故内容を表現すること。

- ア 第1当事者が相手方を発見し、衝突（接触、追突）に至るまでの当事者の動静
- イ 事故を回避するためにとつた処置（又はとれなかつた状況）
- ウ 衝突（接触、追突）箇所等

記載例

(ア) 酒酔い運転による死亡事故

被処分者は、酒に酔い（呼気0.5ミリグラム以上）、正常な運転ができないおそれがあることを知りながら、普通乗用車を運転し、前方に対する注意を欠いて進行（約40キロメートル毎時）したため、道路の左側に同一方向に向けて駐車中の普通貨物車を直前で発見し、危険を感じ急ブレーキをかけたが間に合わず、自車のバンパー左側で駐車車両の後部に追突し、自車の助手席に乗っていた被害者を死亡させたものである。

(イ) 無資格運転による死亡事故

被処分者は、自己の免許では運転のできない普通乗用車を運転し進行（約30キロメートル毎時）中、道路右から横断中の歩行者を約15メートル先に認め、一時停止すべくブレーキを踏もうとしたところ、ブレーキとアクセルを踏み違えたため暴走し、ハンドルを左にきつたが、間に合わず自車の右バンパーで同人を跳ね飛ばし、死亡させたもので

ある。

(ウ) 徐行違反による死亡事故

被処分者は、普通貨物車を運転して、交通整理の行われていない左右の見通しのきかない交差点を徐行せず進行（約40キロメートル毎時）したため、右方道路から同交差点に進行（約25キロメートル毎時）してきた自動二輪車を約8メートル先に認め、危険を感じて急ブレーキをかけたが間に合わず、自車の前部で相手方の左ハンドル付近に衝突、転倒させ、死亡させたものである。

(エ) 故障車両運転による死亡事故

被処分者は、ブレーキオイルの不足により、ブレーキが十分に効かない故障車であることを知りながら普通貨物車を運転し進行（約25キロメートル毎時）中、左側路地から飛び出してきた幼児を約10メートル先に認めて危険を感じ、ブレーキをかけたがブレーキが効かずハンドルを右にきつたが間に合わず、自車の左バンパー付近で同幼児を跳ね飛ばし、死亡させたものである。

(5) 被害者欄

ア 年齢

被害者1名のときは、その者の年齢を記載し、被害者多数の場合は、主たる者1名の年齢を記載すること。

イ 性別

前アに記載した者の性別を○で囲むこと。

ウ 被害者の状態

該当事項の□印を○で囲むこと。○印が「その他」の場合には、（ ）内に具体的にその状態を記載すること。

記載例

路上作業中、路上遊戯中、路上横臥等

(6) 被害状況欄

死亡及び負傷程度別の人数を記載すること。

(7) 不注意の程度欄

不注意の程度の認定については、運転免許に関する行政処分事務処理要綱の制定について(昭和52年12月1日通達甲(交. 免本. 行)第112号)別表第2の「交通事故の不注意の程度の認定基準」に基づいて行うこと。

(8) 身柄措置欄

逮捕の別については、該当の□印を○で囲み、逮捕日時及び釈放日時はそれぞれ該当日時を記入する。送致時における身柄措置欄は、速報時にお

いて送致済みの場合、その身柄の有無について該当の□印を○で囲むこと。

(9) 仮停止等の期間欄

当該交通事故による仮停止等の期間を記載すること。

(10) 備考欄

被処分者の傷害状況その他必要な事項を記載すること。

| 仮 停 止 等 事 案 発 生 速 報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------|---|--|---------|---------|---------|-------|---|------|-----------|-----|-------|--------|---------|-----|-------------|---------|---------|---|---|----------------|--|
| 発信年月日 | | 年 月 日 前 後 時 分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発 信 者 | | 発信取扱者 | | | 仮停止等事案 | | | | | | | | | | | | 事 件 番 号 | | | | | |
| 受 信 者 | | 受信取扱者 | | | 取 扱 所 属 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被 処 分 者 | 本籍・国籍等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住 所 | | | | | | | | | | | | 職 業 | | | | | | | | | |
| | 氏 名 | | | | 性 別 | | 男 | | 生年月日 | | | | 年 月 日生 | | | | | | | | | |
| | 氏名コード | | | | 性 別 | | 女 | | | | | | (歳) | | | | | | | | | |
| 免許種別 | | 大 | 中 | 準 | 普 | 大 | 大 | 普 | 小 | 原 | け | 大 | 中 | 普 | 大 | け | 大 | 中 | 準 | 普 | 違反車両 (ナンバー) | |
| | | 第一種免許 | | | | | 第二種免許 | | | | 仮免許 | | | 自家用 | | 営業用 | | | | | | |
| 免許証 | | 第 号 年 月 日 公安委員会交付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処 分 理 由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発 生 日 時 | | 年 月 日 午前・後 時 分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発 生 場 所 | | | | | | | | | | | | 路 線 名 | | | | | | | | | | |
| 違 反 行 為 | | 違反（法第 条第 項第 号、法第 条第 項第 号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事 故 の 形 態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事 故 原 因 と な っ た 違 反 行 為 の 内 容 及 び 事 故 の 概 要 | | (目撃者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被 害 者 | 氏 名 | | 年 月 日 (歳) | | | | | | | | | | | | 性 別 | | 男 女 | | | | | |
| | 被 害 者 の 状 態 | | <input type="checkbox"/> 歩行者 <input type="checkbox"/> 同乗者 <input type="checkbox"/> 被害車両の運転者 <input type="checkbox"/> 被害車両の同乗者 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被 害 状 況 | | 死 亡 | | 負 傷 程 度 | | | | | | | | | | | | 不 注 意 の 程 度 | | 重 い 軽 い | | | | |
| | | | | 15日未満 | 30日未満 | 30日以上 | 3ヶ月以上 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過 去 3 年 以 内 の 行 政 処 分 歴 | | 処 分 年 月 日 | | | | 処 分 日 数 | | | | 処 分 年 月 日 | | | | 処 分 日 数 | | | | | | | | |
| | | | | | | 日 | | | | | | | | 日 | | | | | | | | |
| | | | | | | 日 | | | | | | | | 日 | | | | | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

| | | | | |
|--|---|---------------|---------|----------------------------|
| 身柄措置 | <input type="checkbox"/> 身柄不拘束 <input type="checkbox"/> 現行犯逮捕 <input type="checkbox"/> 緊急逮捕 <input type="checkbox"/> 通常逮捕 | | | |
| | 逮捕日時 | 年 月 日 前・後 時 分 | 送致時における | <input type="checkbox"/> 有 |
| | 釈放日時 | 年 月 日 前・後 時 分 | 身柄措置 | <input type="checkbox"/> 無 |
| 事故時免許証携帯の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | |
| 仮停止等の期間 | 月 日 から 月 日 まで (日間) | | | |
| 備考 | | | | |
| 発信年月日 | 年 月 日 前・後 時 分 | | | |
| 発信者 | 発信取扱者 | 受信者 | 受信取扱者 | |
| 意見の聴取の通知依頼について 通報のあった事案に係る意見の聴取は、次の意見の聴取通知書のとおり行うことに決定しましたので、貴所属において通知をお願いします。 | | | | |
| 第 号 年 月 日 | | | | |
| 意見の聴取通知書 殿 | | | | |
| 東京都公安委員会 | | | | |
| <input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 効力の停止 に係る道路交通法 <input type="checkbox"/> 運転禁止 | | | | |
| あなたに対する下記の理由による免許の | | | | |
| 第104条第1項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。 | | | | |
| 記 | | | | |
| 処分しようとする理由 | | | | |
| 意見の聴取の期日 | 年 月 日 前・後 時 分から | | | |
| 意見の聴取の場所 | | | | |
| 備考 | | | | |
| 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは意見の聴取を行わないで処分をします。 2 代理人を出席させるときは、代理人資格証明書に記入し、署名押印して、意見の聴取の期日までに提出してください。 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。 | | | | |